資　料

資　料

用語解説

用語	説明
ICF	1980 年にまとめられた WHO 国際生活機能分類で、これまでは障害（マイナス面）を分類するという考え方が中心であったことに対し、生活機能というプラス面からみるように視点を転換し、さらに環境因子等の観点を加え、評価できるように構成されている。
アウトリーチ	本人から自発的な援助要請がない場合やニーズが明確に意識されていない場合に、積極的に医療・福祉関係者等が直接出向いて必要とされる支援に取り組むこと。
アセスメント	そのケースの何がどう課題となっているのか、その解決の方向性とゴールを想定し、どのような支援を行えば実現できるかなどについて、明らかにすること。事前評価。⇔事後評価（エヴァリュエーション）
インフォーマル	社会資源のうち、ボランティアや近隣の住民などによる、制度に基づかない「同じ住民として」情緒的・継続的なつながりによって支えていく資源。⇔公的なサービスや制度（フォーマル）
エコロジカル（な）アプローチ	生態学的な視点から展開されるソーシャルワークアプローチ。人間と環境を別々に見るのではなく、人を環境（家族、近隣、職場、地域など）の相互作用関係でとらえ、支援していく方法。
NPO（法人）	Non Profit Organization（特定非営利活動）の略で、ボランティア活動をはじめとする市民の自由な社会貢献活動のこと。NPO 法人とは、都道府県等により認証を受けて法人格を得た団体のこと。
エンパワメント（アプローチ）	当事者（当事者団体･地域）が生活主体者として自己決定能力を高め、自己を主張し、自らの生活を改善していくこと。また、そうなるよう支援すること。
協働	異なる組織、団体が、あるいは異なる立場や職種の人々が、目的を共有し、共に力を合わせて、協力して目的達成のために行動すること。
ケアマネジメント	ニーズを解消するために、さまざまなサービスをネットワーク化しながら計画的・段階的に提供するための手法。介護保険制度におけるケアマネジメント（ケアマネージャー）は高齢者を対象とするが、本来はソーシャルワークの技術として全ての当事者を対象としている。
コーディネート	利用者のニーズを解決するための必要なケアを確保するために、地域社会の様々な機関や団体を調整し連携を図ることなどを「コーディネート」といい、この役割を担うものをコーディネーターという。

支え合いマップ	地図を用いて、地域で気になる人や支援が必要な人の普段のご近所付き合いの状況を線で結び、明らかにする。線が引けない、数が少ない人には何らかの見守りや支援が必要であることから、ご近所による支え合いの仕組みづくりを行う。地図作成が目的ではなく、支え合いのための取組みを行うが目的であるとされる。
市民後見人（制度）	一般市民による成年後見人。認知症や知的障害などで判断能力が不十分な人に対し、家庭裁判所から選任された同じ地域に住む住民が、本人に代わって財産の管理や介護契約等の法律行為を行うこと。
社会資源	福祉ニーズを充足するために活用される施設･機関､個人･集団､資金､法律、知識、技術等の総称のこと。
社会福祉協議会	社会福祉法に規定される民間の地域福祉の推進団体。
社会福祉法	福祉サービスの利用者の利益の保護、地域における社会福祉の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明で適切な実施の確保、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、社会福祉の増進に資することを目的とした法律。
身体障害者手帳	身体に障がいがある人が、身体障害者福祉法に定める障がいに該当すると認められた場合に交付される手帳。障がいの程度により、重度から１～６級に区分され、障がいの種類により視覚、聴覚、音声･言語、肢体不自由、内部等に分けられる。
ストレングス・アプローチ	苦手としているところに着目するのではなく、その人（組織・地域）がもつ強みを活かす（伸ばす）という視点に立った支援方法。
精神障害者保健福祉手帳	精神障がいのある人が、各種支援を受けやすくすることを目的として交付される手帳。障がいの程度により、重度から１級、２級、３級に区分される。
制度の狭間（の問題）	支援を必要としている状態であるにもかかわらず、どの制度にも対象者として認められないためにサービスが受けられないという問題。
総合相談	様々な悩み事を解決するため、住民誰もが気軽に利用できる無料相談窓口のこと。
ソーシャルアクション	福祉サービスや福祉活動を盛んにするために、制度やシステムのレベルアップを実現するために行政や議会当局と交渉する社会福祉技術のこと。
ソーシャルアドミニストレーション	社会福祉を合理的、効率的に展開するためにとられる方法のこと。ソーシャルワークの間接援助技術において、マクロ領域である福祉諸資源の管理・運営をさす。
ソーシャルインクルージョン	「住み慣れた地域で暮らし続ける」ために、社会的つながりから阻害された人々を社会的に包摂するという考え。
地域ケア会議	支援が必要な人に、効果的な支援の検討を行う機能を持つ会議のこと。保健、福祉、医療、介護の現場職員と住民によって構成される。

地域包括支援センター	地域において、①介護予防マネジメント、②総合相談・支援事業、③虐待防止・権利擁護事業、④包括的・継続的マネジメント事業を行う機関のこと。実施主体は市町村。
DV（ドメスティックバイオレンス）	夫婦や恋人など、親密な関係にある男女間の身体的、心理的暴力のこと。「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」では、配偶者からの暴力について、身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動としている。
ニーズ	①本人（家族、地域）が援助してほしいと望んでいるもの、②本人（家族、地域）が実際に生活上等で困っているもの、③専門職の目で援助が必要と思われるものの総体を指す。
認知症	一度獲得された知能が、脳の器質的な障害により持続的に低下したり、失われたりすること。認知症を起こす病気としては、アルツハイマー病等の「変性疾患」、脳梗塞等の「脳血管性認知症」がある。
ネグレクト	保護者などが子どもや高齢者、障がい者などに対し、必要な世話や配慮及びその義務を怠ることを指す。
ノーマライゼーション	障がいのある人もない人も、特別に区別されることなく社会生活を共にし、互いに支え合い、暮らしていける社会を目指す理念。
バリアフリー	公共の建築物や道路、個人の住宅等において、高齢者や障がい者の利用にも配慮し、社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や精神的な障壁を取り除くための施策、もしくは具体的に障害を取り除いた状態のこと。
ふれあい・いきいきサロン	公民館等を利用して、地域のボランティアと住民が主体となって、楽しく過ごし、交流を通して仲間作りを行う場。もしくは活動。
ボランティア	無償性、善意性、自発性に基づいて労力・技術提供等を行う民間奉仕者。
療育手帳	知的障がいと判定された人に対して交付される手帳。知的障がい児（者）に対する一貫した指導・相談を行うとともに各種の援護措置を受けやすくすることを目的としている。障がいの程度は、A 判定が重度、B 判定が中度・軽度となっている。
ワークショップ	元来、「工房」「作業場」など協働で仕事を行う「場」を表す言葉。研修の手法としては、参加体験型グループ学習を意味する。近年では、研究や創作活動の手法として、あるいはまちづくりなどのコミュニティ活動における問題解決や合意形成の場として活用されることも多い。

支え合いマップ・ワークショップ・アンケート調査結果

①支え合いマップで見えた課題

大雨で浸水する家がある
自治会に未加入の人の情報がない
空き家の管理。草や枝が伸び放題
若い世代の区離れ
近隣にスーパーがない。行くにも交通が不便
地域における認知症への理解が低い、浸透していない
借家が多いと出入りが激しく、住民を把握できない
近所づきあいが少ない
地区活動が衰退している
見守りネットワークへの加入率が低い
サロンに参加しない人への対応
表札がない家は民生委員が訪問しにくい
買い物、通院が不便
若い世代の区離れ、区の活動への不参加
世話焼きが仕事をしていると、日中独居の方が心配
町営住宅に住む方が高齢化し、階段を下りられない
公民館で開催されても、公民館までいけない
貧困の連鎖がおきているのでは（こどもの貧困）
橋を跨いでいるため、避難する際に区が分断される
引きこもりの家がある
精神障がいの男性がいる。地域でも浮いている
現在は仕事をしているが、退職後独居となる方がいる
区外の人で独居世帯がある
認知症の妻を介護している夫がいる
高齢の母と仕事をしている息子が二人の３人家族がいる
認知症の家族を介護している家がある
認知症の疑いがある独居の男性がいる
身体障がいがある男性が独居
発達障がいがある息子と母の二人暮らしで、母は息子の将来が心配
視覚障がいがある女性が独居
子どもが安心して遊べる場所が少ない
母子・父子家庭へのサポートを充実させてほしい
通学路の安全を確保してほしい
福祉サービスの周知をもっとしてほしい。知らないと使えない
子どもの安全を地域で守っていくような事業・地域交流はないのか
引っ越してきた人に対して閉鎖的
町の財政状況で「無理」と切り捨てないでほしい

雨の日でもこどもとゆっくり遊べる施設や場所
障がい者等の設備を学校に整えてほしい
子どもたちが将来鞍手を出ていかなくてもいいような町づくり
近隣市町村に比べて、支援やサービスが大きく劣るため、人が出ていく
発達障がいの子どもへのサポート体制の充実

② 策定委員会ワークショップ・アンケートで見えた課題

人口の減少による空き家の増加・空き家の管理に問題・空き家がこわい・空き家の草が伸び放題
猪倉の「のりまつ医院」から、前「さんかい」という弁当屋さんがあったところにかけての坂道がカーブになって、前からくる車が見えなくてコワイです。それに、その坂道を通る車のスピードが速いし、木が生い茂っていて視界が悪くてコワイです
働ける場所が少ない
若い人の住むところが少ない・帰ってくるところがない
学校の選択肢（公立高校）の選択肢が少ない
スーパーやショッピングセンターがない・自動販売機が増えてほしい・お店が中山にかたよっている
高齢者の集える場所が少ない
交通の便が悪い
障がい者が愚痴を言える場所が少ない
町内の交通の便が悪い・通学路が遠回り
買い物が不便・店が遠い・
交番を少し増やしてほしい・不審者がいて怖い
小児科がない
ある地域では猫が多くて困る
中学校の跡地はどうなるのか・避難所になっているのに使えない
運動公園などが無く、高齢者の活動場所に困っている・公園がない
図書館がない・学校の図書室ももっと本がほしい・Wi-Fi がない
公園など遊び場所の整備（大谷自然公園の復活とくらじの郷以外にも）・遊ぶところが少ない・遊具がない・バスケットゴールがほしい
母子・父子家庭において、母や父が仕事が遅くなる時の子どもさんをみてくれる場所があったらと思う
役場の建物が古い・学校の扇風機が少ない・クーラーがほしい・学校が古い
歩く人が見る信号で、音が鳴る信号もあるけど、歩く人が見る信号は全部音がならないから目の不自由な人が困る
子どもの療育するところが少ない
町内に塾が少ない
夜の 10 時くらいにたまにバイクの音がうるさいので他の人たちが迷惑だと思います
六田川が汚い・西川が汚い

マナーが悪い・道路に空き缶やごみが多い・ポイ捨て、犬のフンがそのまま・通学路が汚い・信号無視の車が通学路を通る・路上駐車が多い・車が飛ばすので危ない
鞍手インターができて、マナーが悪い人が増えた、例えば人が歩いているのに人専用の道なのにクラクションを鳴らしてきた
道路整備（通学路の危険箇所・木や草が茂っている（毛虫がいて危ない）・細道、カーブ等危険個所・街灯整備・車いすが通れない・歩道が狭い、ないところがある・ベビーカーが通れるスロープが増えてほしい
高速 IC、鞍手駅周辺の臭い（窓口なのに）・養鶏場の匂い、鞍手駅の匂い、
ぶどうがたくさんあるのはいいけど、消毒が多いから少なくしてほしいです（しょうがないけれど）
海抜が低い
スズメ（のフン）・サルがいて怖い
西区の道がせまいところがある、でこぼこしている、お年寄りが困る
通学路の草が長くて、雨がふったら水の重みで歩道をふさいで、そこを通ると服がぬれる
自転車などが盗まれることが多い・どろぼう
点字ブロックが平たくなっていたり壊れているところがある・必要なところに点字ブロックがない・障がいがある人が不便なところがある
のらねこが畑をあらす
学校の登下校の時など、車が来ているかわかりにくいときがあって、車が急に飛び出してきたときがありました
あぶないところが多い（がけ、みぞ、川など）・通学路で信号がないところがある
公園などのトイレがきたない・段差がある・公園に時計がないから、時間がわからない
横のつながりが薄い
つながりがない地域住民の見守りが少ない
自治会等で限界集落に近づいている（老人会、子ども会等も含めて）・未加入者の増加・リーダー不足
募金活動も困難になってきた
お年寄りが困っているときに声をかけてあげられない
世話人同士の揉め事が起きている
あいさつされてもむしをする・ケンカ
各種共同作業において、何人か決まった人物が参加しない（草刈り作業や空き缶ひろい）
高齢者のひきこもり
広場であそんでいてボールが近所の庭に入ったら、すぐ怒ってどっかいけって言うから、その家の人をどうにかしてほしい
障がいのある人がスポーツや文化活動に参加したいが、サークルに入れてもらえる？また、そんなサークルがある？
話し合いがあるのにめんどくさがっていかない人がいる
大学生など少ない（学校がないので）
若手のボランティアがつかまりにくい

ひとり暮らしが多い（夜が不安）
ひとり暮らしで近くに身寄りのない人がいる
自宅近辺の手入れができていない（庭木や草刈り等）
住民の声が行政にあまり生かされていない（目線の問題）
ごみ袋、水道代など高い
町の事務が毎年辞めるので引継が大変（教育委員会）
子育ては 18 歳までだと思うので、18 歳までで子ども 4，5 人いる人への援助・政策を考えてほしい（たとえば、小学校 3 人在籍の場合、給食に 2 人目半額等、大学授業料支援）
子どもが病気の時、預かっていただけるところ料金も安価で（父母が働けるように）
町立病院の医師の固定
子育て世代へのはたらきかけ（就学援助、医療費、ママさんたちへの講座）
授業をもっとわかりやすくしてほしい
今はインターネットをよく使うから学校でも多くパソコンを使いたい
子どもの学習補助が少ない（塾など）→子どもの貧困とも関係あり
事業が縦割りでバラバラ。横断的に、一本化して効率よくすべき
就学前に幼稚園にも保育所にも通っていない世帯を支援する体制
保育料がもう少しどうかならないのか
人口流出
若い世代が減少
団地の高齢化
高齢化率が高い
若い人の定住がない
子どもが減ってきている
お金の使い方がわからない人が多い
ボランティアをする人の心構えがなっていない
じぶんの考えがすべて！という人が多い
女性議員がおらず、意見が偏っている

※アンケートは町内の小学 5・6 年生と子育て中の母親を対象に実施

◎主な計画策定の経過

第１回策定委員会　策定委員会立ち上げ　（平成 27 年 5 月 28 日）

第２回策定委員会 ワークショップ「４つの窓」（平成 27 年 6 月 17 日）

第３回策定委員会 ワークショップ「３者協働円」（平成 27 年 8 月 27 日）

第４回策定委員会 ワークショップを受けての会議（平成 27 年 9 月 29 日）

第５回策定委員会 素案に対する協議　（平成 27 年 10 月 30 日）

第６回策定委員会 答申　（平成 28 年 2 月 16 日）

鞍手町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

（目的）

第１条　この委員会は、鞍手町社会福祉協議会が「誰もが安心して生活できるよう福祉・保健・医療等が連携し、地域社会の福祉課題を解決することによって、福祉のまちづくりをめざす」ために、地域福祉活動計画を策定することを目的として設置する。

（名称）

第２条　この委員会は、鞍手町地域福祉活動計画策定委員会（以下「策定委員会」）と称する

（事業）

第３条　策定委員会は、第１条の目的達成のため次の事業を行う。

(1) 鞍手町の現状把握と課題整理
(2) 将来的な福祉サービス事業の計画策定及び推進
(3) 地域特性に応じた福祉サービス事業の展開方策
(4) 福祉関係機関の連絡調整及び協働の促進
(5) 地域福祉活動計画策定後の定期的な評価・点検
(6) その他の福祉サービスに関すること

（組織）

第４条 策定委員会は下記の委員で構成し、鞍手町社会福祉協議会会長が委嘱する。

(1) 社会福祉協議会理事代表
(2) 社会福祉協議会評議員代表
(3) 老人クラブ連合会代表
(4) 障害者支援センター代表
(5) 地域包括支援センター代表
(6) 子育てサークル代表
(7) いきいきサロンボランティア代表
(8) 教育委員会代表
(9) ボランティア連絡協議会代表
(10) 民生委員代表
(11) 児童委員代表
(12) 福祉人権課代表
(13) 保険健康課保健師代表
(14) 公募による住民代表
(15) 公募による住民代表
(16) 公募による住民代表
(17) 学識経験者

２　策定委員会に、委員長１名及び副委員長２名を置き、それぞれ委員の互選によって選出する。

（会議）

第５条　策定委員会は委員長が招集し、委員長が議長となる。

２　策定委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

３　策定委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数の時は委員長の決するところによる。

（関係者の出席要請）

第６条　策定委員会が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、説明及び意見を聞くことができる。

（事務局）

第７条　策定委員会の事務局は鞍手町社会福祉協議会内に置く。

（設置期間）

第８条　策定委員会の設置期間は原則として２年（平成 27 年４月１日から平成 29 年３月 31 日まで）とする。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、策定委員会運営に必要なことは、委員長が委員会に諮って定める。

（附則）

この要綱は平成 27 年４月１日から施行する。

鞍手町地域福祉活動計画策定委員会名簿

	団体名	氏名
委員長	福岡県立大学	村山　浩一郎
副委員長	住民代表	貝﨑　洋幸
副委員長	障害者支援センターすきっぷ	丹下　優子
	鞍手町社会福祉協議会　理事	添田　賢則
	鞍手町社会福祉協議会　評議員	花田　すまこ
	鞍手町老人クラブ連合会	青柳　正志
	子育てサークル　くらんべりぃ	坂本　仁美
	くらて健康隊・いきいきサロン	西山　堅
	NPO 法人鞍手町ボランティア連絡協議会	橋本　棟弘
	民生児童委員協議会	篠原　岩夫
	民生児童委員協議会	筒井　紀世美
	住民代表	井上　幸子
	住民代表	神谷　惠子
	鞍手町福祉人権課	守田　純子
	鞍手町保険健康課	沼野　葉子
	鞍手町地域包括支援センター	一ノ瀬　重次
	鞍手町教育委員会	立和田　正美

順不同　敬称略

オブザーバー　福岡県社会福祉協議会　大畠祐子

事務局　地域福祉活動計画策定責任者　事務局長　長友浩一
事務局次長　古野　巧
地域福祉活動計画策定担当者　主任社会福祉士　池本賢一
社会福祉士　内山直美

鞍手町地域福祉総合計画

鞍手町
社会福祉法人　鞍手町社会福祉協議会

事務局：社会福祉法人　鞍手町社会福祉協議会
〒 807-1305　福岡県鞍手郡鞍手町大字新延 414-1
TEL 0949-42-7800　FAX 0949-42-7808
E-mail:kurate@kurate-shakyo.or.jp

この計画書は、町民のみなさまからのご寄附により作成されています。